## 年金記録訂正請求に係る答申について

# 九州地方年金記録訂正審議会 令和4年9月16日答申分

### ○答申の概要

 (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの
 1件

 厚生年金保険関係
 1件

 (2) 年金記録の訂正を不要としたもの
 1件

 国民年金関係
 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200017 号 厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200030 号

#### 第1 結論

1 請求者のA社における平成20年12月から平成21年5月まで、平成23年4月から同年8月まで及び平成24年9月から平成27年3月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。 平成20年12月から平成21年5月まで、平成23年4月から同年8月まで及び平成24年9月から平成27年3月まで(次の表の第一欄に掲げる期間)の標準報酬月額については、次の表の第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成20年12月から平成21年5月まで、平成23年4月から同年8月まで及び平成24年9月から平成27年3月までの第三欄に掲げる訂正後の標準報酬月額(第二欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄
平成 20 年 12 月から平成 21 年 5 月まで	28 万円	32 万円
平成23年4月から同年8月まで	19 万円	22 万円
平成 24 年 9 月から平成 25 年 8 月まで	30 万円	34 万円
平成 25 年 9 月から平成 27 年 3 月まで	34 万円	38 万円

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年12月1日から平成21年6月1日まで

② 平成23年4月1日から平成27年4月1日まで

A社に勤務していた請求期間の年金記録の標準報酬月額が、給与明細書の支給総額及び給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違しているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る場合である。

請求期間のうち、平成20年12月から平成21年5月まで、平成23年4月から同年8月まで 及び平成24年9月から平成27年3月までの期間(次の表の第一欄に掲げる期間)に係る厚生 年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額(第二欄に掲げる金額)と同額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められないものの、請求者が提出した給与明細書により判断できる事業主から届出されるべき報酬月額に見合う標準報酬月額(第三欄に掲げる金額)は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、次の表の第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額(第三欄に掲げる金額)については、厚生年金保険法第75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(第二欄に掲げる訂正前 の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄
平成 20 年 12 月から平成 21 年 5 月まで	28 万円	32 万円
平成23年4月から同年8月まで	19 万円	22 万円
平成24年9月から平成25年8月まで	30 万円	34 万円
平成25年9月から平成27年3月まで	34 万円	38 万円

2 請求期間②のうち、平成23年9月から平成24年8月までの期間について、前述の給与明細書により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

また、請求者は、平成 23 年 5 月度の給与明細書を所持しておらず、当該月の本来の報酬月額は不明であり、平成 23 年の定時決定又は随時改定による標準報酬月額を認定することができないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第 2200036 号 厚生局事案番号 : 九州(国)第 2200003 号

#### 第1 結論

昭和\*年\*月\*日から昭和58年5月26日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

#### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和\*年\*月\*日から昭和58年5月26日まで

請求期間当時、私は同居していた両親と共に農業を営んでいた。請求期間の国民年金加入手続は母が行い、国民年金保険料は母が農区長へ納付していたはずである。また、昭和 48 年度の確定申告書の控えに3名分の国民年金保険料の合計金額の記載がある。しかし、年金の記録によると、請求期間に係る国民年金保険料が未納となっているので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求期間当時、国民年金の加入手続が行われた際は、年金記録を管理するために国民年金の記号番号を払い出すこととされていたところ、オンライン記録によると、請求者の国民年金の記号番号(\*)に係る国民年金被保険者資格取得日(昭和\*年\*月\*日)は、昭和62年2月24日に入力処理されていることから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和62年頃に請求者が20歳に到達した昭和\*年\*月\*日に遡及して国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われ、社会保険オンラインシステムにおいて、請求者の氏名により国民年金の被保険者記録を検索したが、それより前に請求者に対し、別の国民年金の記号番号が払い出された形跡もないことから、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であり、請求者の母親は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、請求者の請求期間における住所地は、A市及びB町(平成\*年\*月にA市に編入合併)であるところ、A市は、当時の資料が残っていないため、請求者の請求期間に係る国民年金保険料納付について確認できない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、請求者の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

なお、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付した証拠であるとして、請求者の父親のものであるとする「48年分の所得税の確定申告書(一般用)」の控え(以下「確定申告書」という。)を提出しているところ、当該確定申告書の社会保険料控除欄には「国民年金」及び「19,500円」の記載が確認できるものの、国民年金保険料納付の対象となった被保険者名及び期間は不明であり、当時の保険料額で試算するも3名分の合計金額とは一致しないことから、当該確定申告書から請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを確認す

ることができない。

このほか、請求者及び請求者の母親が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。